

令和7年度食品安全委員会運営計画（案）

（令和7年 月 日食品安全委員会決定）

第1 令和7年度における委員会の事業運営方針

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。

第2 委員会の運営全般

（1）委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

（2）企画等専門調査会の開催

本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

（3）食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

- ① 委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置
- ② 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議
- ③ 関係する専門調査会等を合同で開催

（4）委員会と専門調査会等の連携の確保

専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。

（5）リスク管理機関との連携の確保

令和6年4月の消費者庁への食品衛生基準行政の移管等を踏まえ、食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、より一層リスク管理機関との連携を確保する。

（6）委員会におけるDXの取組について

リスク評価業務の効率化や評価技術の高度化に資するため、データ項目に関する調査結果を踏まえ、食品健康影響評価書及び委員会が保有する毒性評価結果等のデータベース化に向けた検討を進める。

デジタル技術を活用した情報収集等の体系化・効率化について、令和

6年度に実施した実証調査の結果を基にAI等を活用した機械翻訳などの実用化を進める。

また、ガバメントソリューションサービス（GSS）を活用した国会業務や評価書作成業務の効率化を引き続き推進する。

(7) 事務局体制の整備

評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保す糧る。

第3 食品健康影響評価の実施

1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施
最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。

(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について

評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。

特に、令和4年10月に評価要請が開始された農薬の再評価について、評価指針等に基づき、各種試験データや公表文献等を用いて、最新の科学的水準に立った評価を進める。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日食品安全委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

(3) 器具・容器包装のポジティブリスト制度導入に伴い実施する食品健康影響評価について

「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」（平成31年5月28日食品安全委員会決定）及び「食品用器具及び容器包装の既存物質の食品健康影響評価における基本的考え方」（令和6年3月15日器具・容器包装専門調査会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。

(4) ベンチマークドーズ法及び構造活性相関（(Q)SAR）の食品健康影響評価への活用

当該技術に関する評価支援チームを、令和6年度に評価技術企画ワーキンググループを中心として整備したところであり、これを活用し、各専門調査会等と密接に連携して調査審議を行う。

2 評価ガイドライン等の策定等

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定及び改正を進める。

令和6年8月に開催した評価技術企画ワーキンググループにおいて検討した進め方を踏まえ、食品健康影響評価に関する長期的な課題の整理と新しい評価手法への対応方針について、引き続き検討を進める。

また、国際水準に準拠したばく露評価の実施を目指し、食事由来の化学物質のばく露評価に関する課題の整理を行い、技術文書の策定に向けた検討を進める。

3 「自ら評価」の適正な実施

(1) 「自ら評価」案件の選定

本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日食品安全委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日食品安全委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等

「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。

「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。

第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。

2 食品安全モニターからの報告

食品安全モニターから、随時、日頃の生活や業務の中で気が付いた食品安全に関する課題や問題点についての報告や当委員会の運営に関する改善点に関しての提言を求めるとともに、その報告について、関係省庁に共有し、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。

また、食品の安全性に関する意識等を把握するためのアンケート調査を令和8年2月を目途に実施する。

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

令和6年度に「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性（ロードマップ）」（平成22年12月16日食品安全委員会決定。以下

「ロードマップ」という。)を改正し、新興ハザードが出現し覚知されつつあるなかで、より精緻で一貫性をもったリスク評価を実施するとともに、新たな評価指標等の従来の方法論と異なる場合や既存のデータが不足しているような場合における合理性をもった評価が求められていることを踏まえ、

- ①新興及び既存のハザードのリスクの評価に向けた特性評価・ばく露に関する科学的知見の集積、
 - ②健康影響発現メカニズムを踏まえた新たな評価系の構築、
 - ③食品健康影響評価の発展を支える連携及び基盤の整備
- の3つの柱に焦点を当てて研究・調査を実施することとした。

このような趣旨を踏まえ、研究・調査を戦略的かつ計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用する。

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施

前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

(2) 本年度における研究課題の実施

本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。また、ロードマップを踏まえ、若手研究者を主任研究者とする研究課題の採択に取り組む。

(4) 適切な経理の確保

研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年9月17日内閣府食品安全委員会事務局長決定)に基づき、研究機関に対する履行状況調査を行う。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」(食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について(平成17年1月31日関係府省申合せ))等を開催

し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。

(2) 食品安全確保総合調査の実施

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないとは判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

3 研究・調査事業の追跡調査の実施

これまでに行った研究事業及び調査事業について、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性、成果の食品健康影響評価への活用状況等に着目した追跡評価を行う。

第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進

消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての委員会の認知度の向上を図りながら、対象者に応じた様々な媒体・機会を活用したリスクコミュニケーションや情報発信を積極的に行う。以下の点を柱として、具体的な取組として次の1から4までのとおり実施する。

- ・ 報道関係者、地方公共団体、食品事業者等の食品安全に関する情報を発信する者に対する科学的情報、特に食品安全委員会が行った食品健康影響評価に関する適切な情報の提供及びこれらの者との意見交換（特に、令和7年1月に公表した「食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションの推進に向けた消費者庁と食品安全委員会の更なる連携強化について」に基づき、消費者庁が主導する食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションについて、科学的知見の提供や委員の派遣等を通じて積極的に協力・関与し、消費者庁及びその他のリスク管理機関との更なる連携強化を進める。）
- ・ 妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生、消費者全般等、対象階層を明確にしつつ、二次利用を意識した情報提供
- ・ 地方公共団体が地域住民や事業者に情報発信・リスクコミュニケーションを主体的に実施する際に活用できる、科学的なデータや図などの素

材の提供

1 様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価や海外情報その他の食品の安全性に関する最新の科学的知見を、媒体の特性を踏まえて迅速に発信する。

(1) ホームページ

食品安全に関心があり、情報を入手、利用又は発信しようとするときに、検索や SNS を通じて閲覧する者に向けて、食品健康影響評価の結果、委員会、専門調査会及び意見交換会の開催状況、食品安全に関する最新の情報、並びに妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生等、特定の階層を対象とした情報等をそれぞれ掲載するとともに、より見やすく・より容易に目的の情報に到達でき、関連の情報にも誘導できるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。

(2) SNS 等

委員会の情報を広く届ける観点から、SNSやメールマガジン等のコミュニケーションツールの特性やその利用者に応じた内容での発信となるよう、各ツールを使い分け、連携させつつ、幅広く積極的な情報発信を行う。

① Facebook

委員会公式アカウント「内閣府食品安全委員会」をフォローし、食品安全への関心が高く、ある程度専門的な知識をもつ者に向けて、委員会の活動状況の他、機動的な対応が必要な健康被害案件、季節性を考慮した記事等、Facebook の拡散機能や利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。

② メールマガジン

メールマガジンに登録している、食品安全への関心が非常に高い者に向けて、委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信するほか、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を発信する。

③ ブログ

検索エンジンや X 等に貼られたリンクからさらに一次情報を求める等、食品安全に関してより詳しく正確な情報を求めている者に向けて、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用して Facebook で配信した内容等の食品安全に関する情報を蓄積し、機会を捉えた X での情報発信の際の情報資産の場とする。

④ YouTube

検索・おすすめ等で長くアクセスが得られることから、頻繁に映像や音声の情報を利用している者に向けて、意見交換会等の情報提供動画や消費者の関心が高かったコンパクトな動画等対象者を意識した情報を蓄積し、機会を捉えた X や Facebook での発信の際の情報資産の場とする。

⑤ X

報道関係者を含めた多くの者の情報収集の手段として用いられ、拡散力の高い X の特性を活かし、食中毒の防止法等、身近で関心（共感）の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを委員会の活動に結びつけて情報発信する。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく取りまとめた広報誌「食品安全」を作成し、既刊のパンフレット「食品安全委員会」等とともに、委員会が単独又は消費者庁をはじめとする関係省庁と連携して開催する意見交換会、子ども向けイベント等において配布する。

リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、委員会の活動等に対する理解促進を図る。

加えて、学校教育関係者に対して学校現場の教材としての活用を促す。

(4) 食品の安全性に関する用語集

食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。

食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

消費者の食品安全に関する科学的知見に対する理解の促進を図るため、以下の取組を行う。

(1) 評価書等の解説講座

リスク管理の根拠となる食品健康影響評価やリスクプロファイル等について理解を深めるため、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する（食品の安全性の確保に向けて必要な施策・措置を講じる責務を有する食品関連事業者及び行政担当者並びに食品安全分野に係る研究者等を対象）。

(2) 意見交換会、講師派遣等

地方公共団体、消費者団体、学術団体、職能団体、事業者団体、学校教育関係者等との間で意見交換会やセミナー等を行う。その際には、「食品の安全」に関する科学的な知識の普及や食品健康影響評価に対する理解の向上等の目的に留意しつつ、対象者層を勘案しながらテーマや形式（相互対話、講演、ブース展示等）について決定する。また、消費者庁及びその他のリスク管理機関と連携してリスクコミュニケーションを実施する際には、対象となる危害要因の分野に応じて、これまで実施した食品健康影響評価結果等の科学的な知見の提

供、委員会委員の派遣及び様々な専門分野の科学者のネットワークを活かして専門家を推薦し、積極的に協力・関与する。

(3) 訪問学習受入れ

食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報や消費者の意見・懸念事項として、リスク管理機関と共有等し、食品の安全性の確保やリスクコミュニケーション・情報提供の充実に努める。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係省庁の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

また、令和6年4月の消費者庁への食品衛生基準行政の移管を踏まえ、消費者庁が主導する食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションについて、科学的知見の提供や委員の派遣等を通じて積極的に協力・関与し、消費者庁との更なる連携強化を進める。

(2) 地方公共団体との連携

地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。

(2 (2) 参照)

さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。

(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）

消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。

特に講師派遣は、相手方の要望を踏まえ、より多くの関係者と食品安全に関する情報を交換できるように実施する。

(4) 報道関係者との意見交換

意見交換会の実施により、委員会の知名度の向上、国民への科学的

知見の普及の観点から、報道関係者に対して戦略的に科学的知見を提供する体制を構築していく。意見交換会後も、参加した報道関係者との意見交換を密に行う。

(5) 学術団体との連携

我が国の食品安全に関する研究の充実、食品の安全に関する科学的な知識の普及及び委員会の専門委員の充実のためには学術団体との更なる連携強化が必要である。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演やブース出展等を行う。

4 その他

エビデンスに基づくリスクコミュニケーションの推進に資するため、食品安全に関する国民の意識の推移を把握するための手法の確立に向けた予備調査を行う。

第7 緊急の事態への対処

1 緊急事態への対処

緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日食品安全委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。

2 緊急事態への対処体制の整備

指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。

3 緊急時対応訓練の実施

4月～11月に、緊急時に必要となる基本的な対応手順の理解・習得を目的とした実務者研修等を行う。さらに、緊急時対応の取りまとめを担う消費者庁と連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練（確認訓練）を12月を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報として、国際機関、海外の政府関係機関の公式発表や学術誌に掲載された論文等の情報を毎日収集し、迅速にリスク管理機関に共有するとともに、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシ

システム)に登録し、国民に対して情報提供を行う。

中長期的な視点として、日本の食品安全に係る将来起こり得る課題を可能な限り早期に検知する観点から、情報の分類及び構造の改善に取り組むとともに、リスク評価の実施に向けた必要な視点・情報の明確化等を意図しつつ議論の深化を図る。

加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。

第9 国際協調の推進

国際的な貢献や科学的知見の充実、海外の機関との連携・協力体制の強化など国際協調を推進するため、以下の取組を行う。

1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。

2025年6月	第18回コーデックス食品汚染物質部会（C C C F）
7月	国際食品保全学会年次学会（I A F P）2025
9月	レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（G S R S）2025
2026年2月	第41回OECD農薬作業部会
3月	米国毒性学会（S O T）

また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなったコーデックス委員会各部会、国際会合等に委員等を派遣する。

2 海外の研究者等の招へい

海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。また、必要に応じてウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。

3 海外の食品安全機関等との連携強化

海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）、ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）及びデンマーク工科大学（D T U）と連携強化のための会合（ウェブ会

議システム等を利用した会議を含む。)を開催するとともに、米国食品医薬品庁(FDA)、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。

また、委員会の国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修にも協力する。

4 海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central (PMC)への収載を通じて、国内外に広く情報発信していく。

令和7年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

月	調査審議事項
令和7年6月	<ul style="list-style-type: none">○ 令和6年度食品安全委員会運営状況報告書について○ 令和7年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について
11月	<ul style="list-style-type: none">○ 令和7年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について○ 令和7年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
令和8年1月	<ul style="list-style-type: none">○ 令和8年度食品安全委員会運営計画について○ 令和7年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について○ 令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、令和8年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について

令和7年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

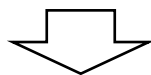
月	事 項
令和7年6月	○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施
8月～10月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11月	○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補について議論
令和8年1月	○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定
2月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定
3月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

※ 随時、前年度までの「自ら評価」のフォローアップ状況について、調査会に報告を行う

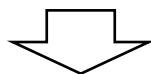
令和7年度の研究事業評価実施スケジュール

〔令和6年度に終了した課題の事後評価〕

事後評価の実施（令和7年7～9月）



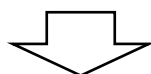
食品安全委員会への報告（令和7年9月）



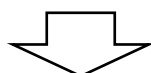
研究成果発表会
（令和7年12月～令和8年3月）

〔令和7年度に実施する課題の中間評価〕

研究成果報告書（中間報告書）の提出期限
（令和7年11月）

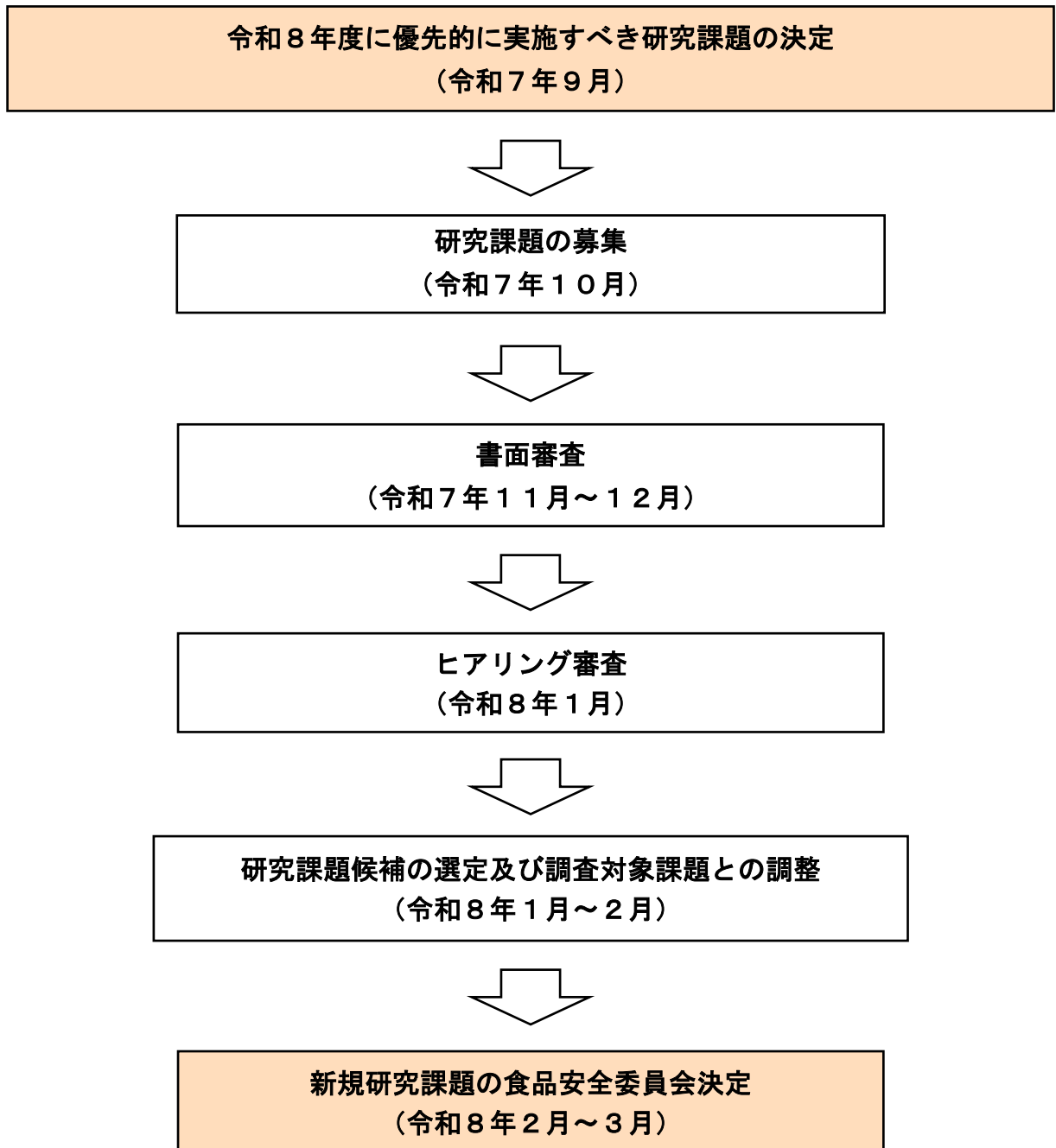


中間評価の実施（令和7年12月）



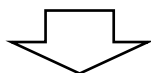
食品安全委員会決定（令和8年2月～3月）

令和8年度新規研究課題決定までのスケジュール

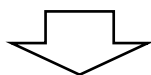


令和8年度に実施する調査課題の選定

令和8年度に優先的に実施すべき調査課題の決定
(令和7年9月)



実施課題案の選定及び研究課題との調整
(令和8年1月～2月)



食品安全委員会決定
(令和8年2月)

令和7年度食品安全委員会運営計画（案）の概要

食品安全基本法に定める基本理念等に基づき、国民の健康の保護を最優先に、所掌事務を円滑かつ着実に実施。

食品健康影響評価の着実な実施

- 最新の科学的知見に基づく、客観的かつ中立公正なリスク評価の推進
 - 器具・容器包装のポジティブリスト制度導入に伴う食品健康影響評価について計画的な調査審議を行う。
- 評価の整合性の確保、調査審議の透明性の確保及び円滑化のため、必要に応じて評価ガイドラインを策定・改正
 - 令和6年8月に評価技術企画WGにおいて検討した進め方を踏まえ、食品健康影響評価に関する長期的な課題を整理するとともに、新しい評価手法への対応方針について検討を進める。
 - 食事由来の化学物質のばく露評価に関する課題の整理を行い、技術文書の策定に向けた検討を進める。

リスクコミュニケーションの促進

- 食品健康影響評価等の食品安全に関する最新の科学的知見を迅速に発信
 - HP、SNS等それぞれの媒体の特性を踏まえた情報発信を実施。
- 食品安全に関する科学的知見に対する理解の促進と関係機関等との連携
 - 報道関係者、事業者等との意見・情報の交換。
 - 食品安全に関する国民の意識の推移を把握するための手法の確立に向けた予備調査の実施。
 - 消費者庁等の関係省庁との更なる連携強化。

研究・調査事業の推進

- 「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性（ロードマップ）」等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施、その成果の食品健康影響評価への活用
 - ロードマップを踏まえ、研究・調査の優先課題を策定・公募し、食品健康影響評価等に真に必要なものを選定。
 - 研究事業及び調査事業の意義並びに成果の食品健康影響評価への活用状況等に着目した追跡調査を実施。

食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

- 国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報を毎日収集し、迅速にリスク管理機関に共有、「食品安全総合情報システム」に登録し、国民に対して情報を提供
 - 食品安全に係る将来起こり得る課題を可能な限り早期に検知する観点から、情報の分類及び構造の改善に取り組む。
 - 専門家や関係職能団体等との連絡体制の確保や情報交換等の実施。

令和7年度食品安全委員会運営計画（案） 新旧対照表

項 目	令和7年度運営計画	令和6年度運営計画
第1 令和7年度における委員会の事業運営方針	<p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p>	<p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p>
第2 委員会の運営全般	<p>(1) 委員会会合の開催 原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p>	<p>(1) 委員会会合の開催 原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p>
	<p>(2) 企画等専門調査会の開催 本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。</p>	<p>(2) 企画等専門調査会の開催 本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。</p>
	<p>(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。 既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。 ① 委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置 ② 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議 ③ 関係する専門調査会等を合同で開催</p>	<p>(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。 既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。 ① 委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置 ② 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議 ③ 関係する専門調査会等を合同で開催</p>
	<p>(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。</p>	<p>(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。</p>
	<p>(5) リスク管理機関との連携の確保 令和6年4月の消費者庁への食品衛生基準行政の移管等を踏まえ、食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、より一層リスク管理機関との連携を確保する。</p>	<p>(5) リスク管理機関との連携の確保 令和6年4月の消費者庁への食品衛生基準行政の移管等を踏まえ、食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、より一層リスク管理機関との連携を確保する。</p>
	<p>(6) 委員会におけるDXの取組について <u>リスク評価業務の効率化や評価技術の高度化に資するため、データ項目に関する調査結果を踏まえ、食品健康影響評価書及び委員会が保有する毒性評価結果等のデータベース化に向けた検討を進める。</u> デジタル技術を活用した情報収集等の体系化・効率化について、<u>令和6年度に実施した実証調査の結果を基にAI等を活用した機械翻訳などの実用化を進める。</u> また、<u>ガバメントソリューションサービス（GSS）を活用した国会業務や評価書作成業務の効率化を引き続き推進する。</u></p>	<p>(6) 委員会におけるDXの取組について <u>食品健康影響評価書及び委員会が保有する毒性評価結果等について、知的財産上の配慮を講じつつ、オープンデータ化の構築に向けた調査・検討の結果を踏まえたリスク評価業務の効率化や評価技術の高度化を図るため、デジタル技術の活用可能性について検討を進める。</u> デジタル技術を活用した情報収集等の体系化・効率化について、<u>実証調査を実施し課題の整理を行う。</u> また、<u>令和5年度に内閣府に導入されたガバメントソリューションサービス（GSS）を活用した業務の効率化を推進する。</u></p>

	<p>(7) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>	<p>(7) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>
第3 食品健康影響評価の実施	<p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。 特に、令和4年10月に評価要請が開始された農薬の再評価について、評価指針等に基づき、各種試験データや公表文献等を用いて、最新の科学的水準に立った評価を進める。</p>	<p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。 特に、令和4年10月に評価要請が開始された農薬の再評価について、評価指針等に基づき、各種試験データや公表文献等を用いて、最新の科学的水準に立った評価を進める。</p>
	<p>(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日食品安全委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。</p>	<p>(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日食品安全委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。</p>
	<p>(3) <u>器具・容器包装のポジティブリスト制度導入に伴い実施する食品健康影響評価について</u> <u>「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」（平成31年5月28日食品安全委員会決定）及び「食品用器具及び容器包装の既存物質の食品健康影響評価における基本的考え方」（令和6年3月15日器具・容器包装専門調査会決定）</u>に基づき、計画的な調査審議を行う。</p>	<p>(3) <u>いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について</u> <u>「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日食品安全委員会決定）</u>に基づき、計画的な調査審議を行う。</p>
	<p>(4) <u>ベンチマークドーズ法及び構造活性相関（(Q)SAR）の食品健康影響評価への活用</u> <u>当該技術に関する評価支援チームを、令和6年度に評価技術企画ワーキンググループを中心として整備したところであり、これを活用し、各専門調査会等と密接に連携して調査審議を行う。</u></p>	<p>(新設)</p>
	<p>2 評価ガイドライン等の策定等 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定及び改正を進める。 <u>令和6年8月に開催した評価技術企画ワーキンググループにおいて検討した進め方を踏まえ、食品健康影響評価に関する長期的な課題の整理と新しい評価手法への対応方針について、引き続き検討を進める。</u> <u>また、国際水準に準拠したばく露評価の実施を目指し、食事由来の化学物質のばく露評価に関する課題の整理を行い、技術文書の策定に向けた検討を進める。</u></p>	<p>2 評価ガイドライン等の策定等 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定及び改正を進める。 <u>本年度においては、養殖水産動物に係る薬剤耐性菌の評価の考え方等を反映するために「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成16年9月30日食品安全委員会決定）」の改正に向けた調査審議を行う。</u> <u>また、これまでに策定した「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針」（令和元年10月29日食品安全委員会決定）、「食品健康影響評価において(Q)SARを活用して変異原性を評価する場合の手引き」（令和3年2月食品安全委員会評価技術企画ワーキンググループ決定）や20周年シンポジウムにおける成果を踏まえ、食品健康影響評価に関する長期的な課題を整理するとともに、対応の方向性について検討を行う。</u></p>

	<p>3 「自ら評価」の<u>適正な実施</u></p> <p>(1) 「自ら評価」案件の選定 本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日食品安全委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日食品安全委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p>	<p>3 「自ら評価」の<u>推進</u></p> <p>(1) 「自ら評価」案件の選定 本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日食品安全委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日食品安全委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p>
	<p>(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等 「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。 「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>	<p>(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等 「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。 「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>
<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p>	<p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p>	<p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p>
	<p>2 食品安全モニターからの報告 食品安全モニターから、随時、<u>日頃の生活や業務の中で気が付いた食品安全に関する課題や問題点についての報告や当委員会の運営に関する改善点に関しての提言を求める。その報告については、関係省庁に共有し、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。</u> また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和8年2月を目途に実施する。</p>	<p>2 食品安全モニターからの報告 食品安全モニターから、随時、<u>食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。</u> また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和7年2月を目途に実施する。</p>
<p>第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進</p>	<p><u>令和6年度に「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性（ロードマップ）」（平成22年12月16日食品安全委員会決定。以下「ロードマップ」という。）を改正し、新興ハザードが出現し覚知されつつあるなかで、より精緻で一貫性をもったリスク評価を実施するとともに、新たな評価指標等の従来の方法論と異なる場合や既存のデータが不足しているような場合における合理性をもった評価が求められていることを踏まえ、</u> <u>①新興及び既存のハザードのリスクの評価に向けた特性評価・ばく露に関する科学的知見の集積</u> <u>②健康影響発現メカニズムを踏まえた新たな評価系の構築</u> <u>③食品健康影響評価の発展を支える連携及び基盤の整備</u> <u>の3つの柱に焦点を当てて研究・調査を実施することとした。</u> <u>このような趣旨を踏まえ、研究・調査を戦略的かつ計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用する。</u></p> <p>1 食品健康影響評価技術研究の推進 (1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施 前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施</p>	<p><u>「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日食品安全委員会決定。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用する。</u></p> <p>1 食品健康影響評価技術研究の推進 (1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施 前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。</p>

	するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。	
	(2) 本年度における研究課題の実施 本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。	(2) 本年度における研究課題の実施 本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。
	(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定 来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。また、ロードマップを踏まえ、若手研究者を主任研究者とする研究課題の採択に取り組む。	(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定 来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。
	(4) 適切な経理の確保 研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年9月17日内閣府食品安全委員会事務局長決定）に基づき、研究機関に対する履行状況調査を行う。	(4) 適切な経理の確保 研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年9月17日内閣府食品安全委員会事務局長決定）に基づき、研究機関に対する履行状況調査を行う。
	(5) 関係府省との連携 競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。	(5) 関係府省との連携 競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。
2	食品の安全性の確保に関する調査の推進 (1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定 来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。	2
	(2) 食品安全確保総合調査の実施 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。	(2) 食品安全確保総合調査の実施 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。
3	研究・調査事業の追跡調査の実施 これまでに行った研究事業及び調査事業について、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性、成果の食品健康影響評価への活用状況等に着目した追跡評価を行う。	3
		研究・調査事業の追跡調査の実施 これまでに行った研究事業及び調査事業について、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性、成果の食品健康影響評価への活用状況等に着目した追跡評価を行う。

	(削る)	<p>4 <u>ロードマップの改正</u> <u>ロードマップの改正を行う。</u> <u>改正後のロードマップにおいては、委員会が取り組まなければならない今後の長期的な課題を整理し、その課題解決に向け、研究事業及び調査事業を戦略的に実施していくための方針を示すものとする。</u></p>
第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進	<p>消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての委員会の認知度の向上を図りながら、対象者に応じた様々な媒体・機会を活用したリスクコミュニケーションや情報発信を積極的に行う。<u>以下の点を柱として、具体的な取組として次の1から4までのとおり実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 報道関係者、地方公共団体、食品事業者等の食品安全に関する情報を発信する者に対する、科学的情報、特に委員会が行った食品健康影響評価に関する適切な<u>情報の提供及びこれらの者との意見交換</u>（特に、令和7年1月に公表した「<u>食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションの推進に向けた消費者庁と食品安全委員会の更なる連携強化について</u>」に基づき、消費者庁が主導する食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションについて、科学的知見の提供や委員の派遣等を通じて積極的に協力・関与し、消費者庁及びその他のリスク管理機関との更なる連携強化を進める。） 妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生、消費者全般等、対象階層を明確にしつつ、二次利用を意識した情報提供 地方公共団体が地域住民や事業者の情報発信・リスクコミュニケーションを主体的に実施する際に活用できる、科学的なデータや図などの素材の提供 <p>1 様々な手段を通じた情報の発信 食品健康影響評価や海外情報その他の食品の安全性に関する最新の科学的知見を、媒体の特性を踏まえて迅速に発信する。</p> <p>(1) ホームページ 食品安全に関心があり、情報を入手、利用又は発信しようとするときに、検索や SNS を通じて閲覧する者に向けて、食品健康影響評価の結果、委員会、専門調査会及び意見交換会の開催状況、食品安全に関する最新の情報並びに妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生等、特定の階層を対象とした情報等をそれぞれ掲載するとともに、より見やすく・より容易に目的の情報に到達でき、関連の情報にも誘導できるよう、ページ構成や記</p>	<p>消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての委員会の認知度の向上を図りながら、対象者に応じた様々な媒体・機会を活用したリスクコミュニケーションや情報発信を積極的に行う。<u>その際、令和2年度に実施した「食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査」の結果において、消費者の食品安全に関する主たる情報源がテレビ・新聞等であったこと、また令和4～5年度に実施した「食品安全委員会が地方自治体等と連携して行う食品安全に関する情報発信・リスクコミュニケーションの強化に関する調査」の結果を踏まえ、次の取組を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 報道関係者、地方公共団体、食品事業者等の食品安全に関する情報を発信する者に対する、科学的情報、特に委員会が行った食品健康影響評価に関する適切な<u>情報提供及び意見交換</u> 妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生、消費者全般等、対象階層を明確にしつつ、二次利用を意識した情報提供 地方公共団体が地域住民や事業者の情報発信・リスクコミュニケーションを主体的に実施する際に活用できる、科学的なデータや図などの素材の提供等を行う。 <u>以下、意見交換会等の開催については、対象者、規模等に応じて、対面形式、web 会議システム、ハイブリッド方式等の特性を踏まえ、いずれの方式で実施するかを検討する。</u> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信 食品健康影響評価や海外情報その他の食品の安全性に関する最新の科学的知見を、媒体の特性を踏まえて迅速に発信する。</p> <p>(1) ホームページ 食品安全に関心があり、情報を入手、利用又は発信しようとするときに、検索や SNS を通じて閲覧する者に向けて、食品健康影響評価の結果、委員会、専門調査会及び意見交換会の開催状況、食品安全に関する最新の情報並びに妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生等、特定の階層を対象とした情報等をそれぞれ掲載するとともに、より見やすく・より容易に目的の情報に到達でき、関連の情報にも誘導できるよう、ページ構成や記載内容を</p>

<p>載内容を随時見直し、更新する。</p> <p>(2) SNS等</p> <p>委員会の情報を広く届ける観点から、SNS やメールマガジン等のコミュニケーションツールの特性やその利用者に応じた内容での発信となるよう、各ツールを使い分け、連携させつつ、幅広く積極的な情報発信を行う。</p> <p>① Facebook</p> <p>委員会公式アカウント「内閣府食品安全委員会」をフォローし、食品安全への関心が高く、ある程度専門的な知識をもつ者に向けて、委員会の活動状況の他、機動的な対応が必要な健康被害案件、季節性を考慮した記事等、Facebook の拡散機能や利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。</p> <p>② メールマガジン</p> <p>メールマガジンに登録している、食品安全への関心が非常に高い者に向けて、委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信するほか、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を発信する。</p> <p>③ ブログ</p> <p>検索エンジンや X 等に貼られたリンクからさらに一次情報を求める等、食品安全に関してより詳しく正確な情報を求めている者に向けて、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用してFacebook で配信した内容等の食品安全に関する情報を蓄積し、機会を捉えた X での情報発信の際の<u>情報資産</u>の場とする。</p> <p>④ YouTube</p> <p>検索・おすすめ等で長くアクセスが得られることから、頻繁に映像や音声の情報を利用している者に向けて、意見交換会等の情報提供動画や消費者の関心が高かったコンパクトな動画等対象者を意識した情報を蓄積し、機会を捉えた X や Facebook での発信の際の情報資産の場とする。</p> <p>⑤ X</p> <p>報道関係者を含めた多くの者の情報収集の手段として用いられ、拡散力の高い X の特性を活かし、食中毒の防止法等、身近で関心（共感）の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを委員会の活動に結びつけて情報発信する。</p> <p>(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成</p> <p>委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく取りまとめた広報誌「食品安全」を作成し、既刊のパンフレット「食品安全委員会」等とともに、<u>委員会が単独又は消費者庁をはじめとする関係省庁と連携して開催する意見交換会、子ども向けイベント等において配布する。</u></p> <p>リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、委員会の活動等に対する理解促進を図る。</p> <p>加えて、<u>学校教育関係者に対して学校現場の教材としての活用を促す。</u></p> <p>(4) 食品の安全性に関する用語集</p>	<p>随時見直し、更新する。</p> <p>(2) SNS等</p> <p>委員会の情報を広く届ける観点から、SNS やメールマガジン等のコミュニケーションツールの特性やその利用者に応じた内容での発信となるよう、各ツールを使い分け、連携させつつ、幅広く積極的な情報発信を行う。</p> <p>① Facebook</p> <p>委員会公式アカウント「内閣府食品安全委員会」をフォローし、食品安全への関心が高く、ある程度専門的な知識をもつ者に向けて、委員会の活動状況の他、機動的な対応が必要な健康被害案件、季節性を考慮した記事等、Facebook の拡散機能や利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。</p> <p>② メールマガジン</p> <p>メールマガジンに登録している、食品安全への関心が非常に高い者に向けて、委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信するほか、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を発信する。</p> <p>③ ブログ</p> <p>検索エンジンやX（旧Twitter。以下同じ。）等に貼られたリンクからさらに一次情報を求める等、食品安全に関してより詳しく正確な情報を求めている者に向けて、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用してFacebookで配信した内容等の食品安全に関する情報を蓄積し、機会を捉えたXでの情報発信の際の<u>資産</u>の場とする。</p> <p>④ YouTube</p> <p>検索・おすすめ等で長くアクセスが得られることから、頻繁に映像や音声の情報を利用している者に向けて、意見交換会等の情報提供動画や消費者の関心が高かったコンパクトな動画等対象者を意識した情報を蓄積し、機会を捉えたXやFacebookでの発信の際の情報資産の場とする。</p> <p>⑤ X</p> <p>報道関係者を含めた多くの者の情報収集の手段として用いられ、拡散力の高いXの特性を活かし、食中毒の防止法等、身近で関心（共感）の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを委員会の活動に結びつけて情報発信する。</p> <p>(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成</p> <p>委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく取りまとめた広報誌「食品安全」を作成し、既刊のパンフレット「食品安全委員会」や「キッズボックス総集編」とともに、意見交換会、子ども向けイベント等において配布する。</p> <p>リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、委員会の活動等に対する理解促進を図る。</p> <p>加えて、<u>学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の活用を促す。</u></p> <p>(4) 食品の安全性に関する用語集</p>
--	---

	<p>食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。</p> <p>食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。</p>	<p>食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。</p> <p>食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。</p>	
2	<p>「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発</p> <p>消費者の食品安全に関する科学的知見に対する理解の促進を図るため、以下の取組を行う。</p>	2	<p>「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発</p> <p>消費者の食品安全に関する科学的知見に対する理解の促進を図るため、以下の取組を行う。</p>
(1)	<p>評価書等の解説講座</p> <p>リスク管理の根拠となる食品健康影響評価やリスクプロファイル等について理解を深めるため、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する（食品の安全性の確保に向けて必要な施策・措置を講じる責務を有する食品関連事業者及び行政担当者並びに食品安全分野に係る研究者等を対象）。</p>	(1)	<p>評価書等の解説講座</p> <p>リスク管理の根拠となる食品健康影響評価やリスクプロファイル等について理解を深めるため、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する（食品の安全性の確保に向けて必要な施策・措置を講じる責務を有する食品関連事業者及び行政担当者並びに食品安全分野に係る研究者等を対象）。</p>
(2)	<p>意見交換会、講師派遣等</p> <p>地方公共団体、消費者団体、学術団体、職能団体、事業者団体、学校教育関係者等との間で意見交換会やセミナー等を行う。その際には、「食品の安全」に関する科学的な知識の普及や食品健康影響評価に対する理解の向上等の目的に留意しつつ、対象者層を勘案しながらテーマや形式（相互対話、講演、ブース展示等）について決定する。<u>また、消費者庁及びその他のリスク管理機関と連携してリスクコミュニケーションを実施する際には、対象となる危害要因の分野に応じて、これまで実施した食品健康影響評価結果等の科学的な知見の提供、委員会委員の派遣及び様々な専門分野の科学者のネットワークを活かして専門家を推薦し、積極的に協力・関与する。</u></p>	(2)	<p>意見交換会、講師派遣等</p> <p>地方公共団体、消費者団体、学術団体、職能団体、事業者団体、学校教育関係者等との間で意見交換会やセミナー等を行う。その際には、「食品の安全」に関する科学的な知識の普及や食品健康影響評価に対する理解の向上等の目的に留意しつつ、対象者層を勘案しながらテーマや形式（相互対話、講演、ブース展示等）について決定する。<u>なお、これらの意見交換や講師派遣に当たって、必要に応じて、リスクコミュニケーションの事務の総合調整を行う消費者庁と連携を図りながら実施する。</u></p>
(3)	<p>訪問学習受入れ</p> <p>食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。</p>	(3)	<p>訪問学習受入れ</p> <p>食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。</p>
(4)	<p>食の安全ダイヤルの活用</p> <p>食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報や消費者の意見・懸念事項として、リスク管理機関と共有等し、食品の安全性の確保やリスクコミュニケーション・情報提供の充実を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページや Facebook 等を通じて情報提供する。</p>	(4)	<p>食の安全ダイヤルの活用</p> <p>食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報や消費者の意見・懸念事項として、リスク管理機関と共有等し、食品の安全性の確保やリスクコミュニケーション・情報提供の充実を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページや Facebook 等を通じて情報提供する。</p>
3	<p>関係機関・団体との連携体制の構築</p> <p>(1) リスク管理機関との連携</p> <p>関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での<u>関係省庁</u>の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。</p> <p><u>また、令和6年4月の消費者庁への食品衛生基準行政の移管を踏まえ、消費者庁が主導する食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションについて、科学的知見の提</u></p>	3	<p>関係機関・団体との連携体制の構築</p> <p>(1) リスク管理機関との連携</p> <p>関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での<u>関係府省</u>の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。</p>

	<p><u>供や委員の派遣等を通じて積極的に協力・関与し、消費者庁との更なる連携強化を進める。</u></p>	
	<p>(2) 地方公共団体との連携</p> <p>地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。(2(2)参照)</p> <p>さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。</p>	<p>(2) 地方公共団体との連携</p> <p>地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。(2(2)参照)</p> <p>さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。</p>
	<p>(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携(円滑に情報交換できる体制の構築)</p> <p>消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。</p> <p>特に講師派遣は、相手方の要望を踏まえ、より多くの関係者と食品安全に関する情報を交換できるように実施する。</p>	<p>(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携(円滑に情報交換できる体制の構築)</p> <p>消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。</p> <p>特に講師派遣は、相手方の要望を踏まえ、より多くの関係者と食品安全に関する情報を交換できるように実施する。</p>
	<p>(4) 報道関係者との意見交換</p> <p>意見交換会の実施により、委員会の知名度の向上、国民への科学的知見の普及の観点から、報道関係者に対して戦略的に科学的知見を提供する体制を構築していく。意見交換会後も、参加した報道関係者との意見交換を密に行う。</p>	<p>(4) 報道関係者との意見交換</p> <p>意見交換会の実施により、委員会の知名度の向上、国民への科学的知見の普及の観点から、報道関係者に対して戦略的に科学的知見を提供する体制を構築していく。意見交換会後も、参加した報道関係者との意見交換を密に行う。</p>
	<p>(5) 学術団体との連携</p> <p>我が国の食品安全に関する研究の充実、食品の安全に関する科学的な知識の普及及び委員会の専門委員の充実のためには学術団体との更なる連携強化が必要である。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演やブース出展等を行う。</p>	<p>(5) 学術団体との連携</p> <p>我が国の食品安全に関する研究の充実、食品の安全に関する科学的な知識の普及及び委員会の専門委員の充実のためには学術団体との更なる連携強化が必要である。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演やブース出展等を行う。</p>
	<p>4 <u>その他</u></p> <p><u>エビデンスに基づくリスクコミュニケーションの推進に資するため、食品安全に関する国民の意識の推移を把握するための手法の確立に向けた予備調査を行う。</u></p>	<p>(新設)</p>
第7 緊急の事態への対処	<p>1 緊急事態への対処</p> <p>緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」(平成17年4月21日食品安全委員会決定。以下「指針」という。)等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。</p>	<p>1 緊急事態への対処</p> <p>緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」(平成17年4月21日食品安全委員会決定。以下「指針」という。)等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。</p>
	<p>2 緊急事態への対処体制の整備</p> <p>指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p>	<p>2 緊急事態への対処体制の整備</p> <p>指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p>

	<p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>4月～11月に、緊急時に必要となる基本的な対応手順の理解・習得を目的とした実務者研修等を行う。さらに、緊急時対応の取りまとめを担う消費者庁と連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練（確認訓練）を12月を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>	<p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>4月～11月に、緊急時に必要となる基本的な対応手順の理解・習得を目的とした実務者研修等を行う。さらに、緊急時対応の取りまとめを担う消費者庁と連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練（確認訓練）を12月を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>
<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p>	<p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報として、国際機関、海外の政府関係機関の公式発表や学術誌に掲載された論文等の情報を毎日収集し、迅速にリスク管理機関に共有するとともに、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）に登録し、国民に対して情報提供を行う。</p> <p><u>中長期的な視点として、日本の食品安全に係る将来起こり得る課題を可能な限り早期に検知する観点から、情報の分類及び構造の改善に取り組むとともに、リスク評価の実施に向けた必要な視点・情報の明確化等を意図しつつ議論の深化を図る。</u></p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>	<p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報として、国際機関、海外の政府関係機関の公式発表や学術誌に掲載された論文等の情報を毎日収集し、迅速にリスク管理機関に共有するとともに、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）に登録し、国民に対して情報提供を行う。</p> <p><u>これら情報の中から、中長期的な視点で、食品の安全に影響を与える科学的な情報を体系的に整理・共有する体制を見直す。</u></p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>
<p>第9 国際協定の推進</p>	<p>国際的な貢献や科学的知見の充実、海外の機関との連携・協力体制の強化など国際協定を推進するため、以下の取組を行う。</p> <p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p><u>2025年6月 第18回コーデックス食品汚染物質部会（CCCF）</u> 7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）<u>2025</u> 9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）<u>2025</u></p> <p><u>2026年2月 第41回OECD農薬作業部会</u> 3月 米国毒性学会（SOT）</p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほか開催されることとなったコーデックス委員会各部会、国際会合等に委員等を派遣する。</p> <p>2 海外の研究者等の招へい</p> <p>海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。また、必要に応じてウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。</p> <p>3 海外の食品安全機関等との連携強化</p> <p>海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協</p>	<p>国際的な貢献や科学的知見の充実、海外の機関との連携・協力体制の強化など国際協定を推進するため、以下の取組を行う。</p> <p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p><u>2024年4月 第17回コーデックス食品汚染物質部会（CCCF）</u> 7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）<u>2024</u> 9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）<u>2024</u> 9月 <u>JMPR</u></p> <p><u>2025年2月 第40回OECD農薬作業部会</u> 3月 米国毒性学会（SOT）</p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほか開催されることとなったコーデックス委員会各部会、国際会合等に委員等を派遣する。</p> <p>2 海外の研究者等の招へい</p> <p>海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。また、必要に応じてウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。</p> <p>3 海外の食品安全機関等との連携強化</p> <p>海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協</p>

<p>力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）、ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）及びデンマーク工科大学（D T U）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するとともに、米国食品医薬品庁（F D A）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。</p> <p>また、委員会の国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修にも協力する。</p>	<p>力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）、ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）及びデンマーク工科大学（D T U）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するとともに、米国食品医薬品庁（F D A）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。</p> <p>また、委員会の国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修にも協力する。</p>
<p>4 海外への情報発信</p> <p>食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルの PubMed Central（PMC）への掲載を通じて、国内外に広く情報発信していく。</p>	<p>4 海外への情報発信</p> <p>食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルの PubMed Central（PMC）への掲載を通じて、国内外に広く情報発信していく。</p>

「令和7年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する意見・情報の
募集結果について

1. 実施期間 令和7年2月19日～令和7年3月20日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 4通
4. 意見・情報を踏まえた修正の有無 無

5. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報*	食品安全委員会の回答
1	<p>食品の安全性に関しては全く特定の利益に叶うべく誘導された結論ばかりが述べられ本質的な国民の健康や安全に寄与しているとは到底考えられない</p> <p>危機管理に関しても明治以前はほぼ9割以上が農業水産業関係者だった歴史があるのだからそこまでとは言わずとももっと当たり前に従事者を増やし自給100%を超えるくらいまでを常としておけばわざわざ危機的状況を想定する必要も無い全面的に認めることは出来ません</p>	<p>食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を実施しているところであり、引き続き、食品の安全性の確保に取り組んでまいります。</p>
2	<p>運営計画(案)第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進、についてリスク管理機関である文部科学省との積極的なリスクコミュニケーションを要望いたします。今回、平成21年3月1日の文部科学省告示第64号で定められた「学校給食衛生管理基準」との関連で要望をします。</p> <p>・同衛生管理基準の第3 1 (2) (3) 二、には、「有害若しくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤その他の食品添加物・・・」とあるが、有害若しくは不必要な添加物が使われた時点で食品衛生法違反であります。この文章は食品安全委員会、厚生労働省あるいは消費者庁の科学的な検討を相入れないものに</p>	<p>食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項において、「食品安全委員会、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、食品の安全性の確保に関し、国民の知識と理解を深めるため、教材等の提供や広報活動に取り組むとともに、食品の安全性の確保に関する施策に関する意見交換の機会を設ける等の取組を推進する。」とされています。いただいたご意見につきましては、「学校給食衛生管理基準」を担当する文部科学省をはじめ、関係するリスク管理機関へお伝えします。</p>

	<p>なっており、児童の教育上からも文部科学省への働きかけが必要。</p> <p>・同じく衛生基準1 (4) (1)、にノロウイルス汚染の恐れのある食品について、中心部が85℃で1分間以上で加熱・・・とあるが、食品安全委員会では、中心温度85-90℃90秒以上の過熱である。衛生管理基準が定められた平成21年からの科学的進歩を反映すべく今一度食品安全の面から、関連省庁と連動して食品安全委員会においても全体的なチェックが必要と思われる。</p>	
3	<p>「第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進」では、全般的に情報提供と意見交換の取組が主で、その成果をリスク評価やリスク管理にどう反映させるかとの表現が薄いのではないかと感じる。</p> <p>委員会の「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて (H18)」において「意見交換会の際に出された意見が、どのように検討、反映されていくのか、その過程が不透明ではないか」との指摘がされているが、この計画案からはその状態が継続しているように感じる。</p> <p>そこで、「意見交換会等の取組で得られた意見がリスク分析の各段階で有効活用された具体的事例の公表」を計画に加えてはどうか。</p> <p>また、「双方向性を確保し、得られた意見を検討し、リスク分析に有効に反映させる目的を明確にした仕組や制度の構築」を計画に加えてはどうか。</p>	<p>食品安全基本法第21条に基づく基本的事項では、「食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない」とされています。</p> <p>これに基づき、食品安全委員会は、食品健康影響評価の進捗に応じて（諮問、専門調査会等の審議、委員会答申）そのプロセスをホームページ上で公表するとともに、専門調査会等が評価書（案）をまとめた段階において、パブリックコメントの募集やその際の意見交換会を通じて国民の皆様からご意見・情報の募集を行い、お寄せいただいた御意見等については、科学的見地から検討した上で、一部を評価書に反映しています。この際、その結果については全て公表しています。</p> <p>また、リスク分析のうちリスクコミュニケーションにおいて、ご指摘のように双方向性を強化することも視野に入れて、意見交換会等での効果測定のためのアンケート調査の見直しを実施するとともに、今後、食品安全に関する国民の意識を把握する手法の確立を検討していくこととしております。</p>
4	<p>食品安全委員会の委員、部会のメンバーについて、企業との癒着が起きないように、どういう条件があるか、まずは教えてください。</p>	<p>食品健康影響評価の実施については、食品安全基本法において「客観的かつ中立公正に行われなければならない」と規定されており、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年</p>

<p>仮にワクチンの部会のように年間〇〇万円まではOKとしていたら、もらっている委員が評価を付度するのは自然な流れです。</p> <p>少しでももらっていても委員やメンバーになれる規程でしたら即座に「一切の金銭授受は認めない」に変更してください。</p> <p>また、安全性を評価する際の資料の多くが、申請者からのもので、しかも「社外秘（未公表）」とされていては、申請者有利な資料しか出さない、不利な資料はあえて出さない、ということが十分考えられるわけで、評価する際の資料は、第三者機関によるものに限定してください。</p> <p>リスクミ・情報発信については、委員会の判断が正しいという前提に基づいたものになっていますが、「現状の科学レベルでのエビデンスに基づくもので、未来永劫安全を保障するものではない」はずなので、消費者が選択判断できるように、食品の成分（農薬、ホルモン剤、抗生物質、添加物、遺伝子組換え・ゲノム編集情報。放射線照射情報等含む）については、漏れなく表示（QRコードで可）すべき旨は委員会も発信すべき。</p>	<p>10月2日食品安全委員会決定)に則り、調査審議に用いられる資料の作成に委員が密接に関与している等の場合には、中立公正な評価の確保の観点から当該調査審議に参加させないこととしております。また、評価においては、外国の評価機関等が参照した文献も含めて評価に必要な資料を用いることとしております。引き続き、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正な評価を実施してまいります。</p> <p>また、食品健康影響評価については、御指摘のとおり、その時点において到達している水準の科学的知見に基づいて行われなければならないこととされております。食品表示制度については、消費者庁の所管になりますので、必要に応じて消費者庁と連携してまいります。</p>
---	---

※いただいたものをそのまま掲載しています。